

多重債務・貧困対策NEWS No. 24

2011.11.12

発行 全国クレジット・サラ金問題対策協議会(代表幹事 弁護士 木村達也)

生活保護史上最多も いまだ低捕捉 一層の活用を 日弁連

日本弁護士連合会は、9日、「生活保護利用者数が史上最多となったことを踏まえ、生活保護制度のより一層の活用を求める会長声明」を発表した。内容は以下のとおり。

「本日、本年7月時点における生活保護利用者数が205万495人を数え、生活保護制度が始まって以来の史上最多に達したと発表された。我が国においては、生活保護利用者数の増加は、財政負担や不正利用事案の増加とともに報じられ、負のイメージをもって語られることが多いが、利用者数の増加と財政負担を理由に制度が縮小されるようなことがあってはならない。

そもそも、生活保護利用者が増加しているのは、長引く不況と非正規雇用の蔓延によりワーキングプアが増えていること、雇用保険のカバー率が低いなど失業時の所得保障制度が脆弱であること、高齢化が進んでいるのに最低生活保障としての年金制度が確立していないことなどに起因している。このように雇用や社会保障制度が生活保障の役割を果たしていない中、生活保護制度は、最後のセーフティネットとして一手に生活困窮者の生活を下支えしているものであり、この制度の利用によって205万495人を超える人々の「いのち」が支えられているという積極的な側面を決して看過してはならない。また、生活保護利用者が増えたとはいえ、これまでに生活保護利用者数が最多数であった1951年の利用者数は204万6646人であるが、当時の人口は8457万人で生活保護の利用率は2.4%であった。これに対し、現在の人口は1億2691万人であるから、利用率は未だ1.6%にとどまる。すなわち、利用者数が現在の1.5倍となって初めて1951年と同レベルということができるのである。

また、我が国における利用者数や総人口比での利用率は、先進諸外国に比べると未だに著しく低いレベルにとどまっている。すなわち、ドイツ(人口8177万人)における生活保護に相当する制度の利用率は9.7%で利用者数は793万人(2009年末)、フランス(人口6503万人)における利用率は5.7%で利用者数は372万人(2010年9月)、イギリス(人口6200万人)における利用率は9.3%で利用者数は574万人(2010年8月)に達しており、我が国の3.6倍から6倍の受給率である。このように、我が国における利用率や利用者数が先進諸国に比して著しく低いのは、制度の利用資格のある人のうち2割弱の人しか利用し得ていないという、極めて低い捕捉率に原因がある。

生活保護制度が憲法25条の生存権保障を具体化する重要な制度であることに鑑みれば、利用者数の増加と財政負担を理由に制度が縮小されるようなことがあってはならない。生活保護制度が市民の生存権の保障にとって不可欠な制度である以上、必要とする人がもれなく制度を利用できるようにするとともに、利用者数の増加への対策としては、低賃金の不安定雇用をなくし、生活保護制度以外の社会保障制度を拡充することによって対応するべきである」。

日弁連声明 被災地における生活保護打切り問題の是正を

日本弁護士連合会は、9日、「被災地における義援金等の受領による生活保護打切り問題の是正を求める会長声明」を発表した。概要は以下のとおり。

「本年5月2日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知『東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについて(その3)』(以下、「課長通知」という。)では、第一次義援金等について、使途確認をしない包括的一定額計上による収入認定除外が認められているにもかかわらず、実際に実施している地域は18か所(回答数のうち約19%)にとどまり、課長通知の趣旨が徹底されていないことが明らかとなった」。

「収入認定除外を求める自立更生計画書には、被災によって再購入を要する家財道具等のみならず、生業費(免許・資格取得費用等)、教育費(子どもの学用品、塾、部活動費等)、介護費等を計上することが認められており、こうした費用を積み上げれば、容易に、受領した義援金や仮払補償金等の額を上回り得る。しかし、この点を『知らない』又は『説明していない』と回答した地域も少なくなく、『説明した』と回答した58か所の中でも、同計画書に実際に生業費等を計上した実例があるのは約38%(22か所)にとどまる。被保護世帯の自立助長を考慮した実質的な説明と調査がなされているのか疑問が残る」、「被災地全体において、生活保護法や関連通知の趣旨が徹底されていないといえる。大震災は、平時の社会保障実務の脆弱性をあぶり出すといわれるが、まさしくそうした実態が明らかになったのである」、「一方で、適切な対応で生活保護の打切りを回避している地域もあり、こうした法の理念に沿う実践例が広く共有されるべく、厚生労働省に対し、全国の福祉事務所に対して改めて通知を発するなどして適切な指導を行うこと、及び、関係自治体に対し、適切な対応を求める」。

国際講演会「フィンランドの家族と福祉

～“子どもの貧困”克服への手がかり

23日午後1時から「お茶の水女子大学」(東京都文京区大塚2-1-1)共通講義棟2号館201教室で開かれる。フィンランドでの家族や子育てについての問題意識を分かち合いつつ、日本の子どもの貧困問題解決の方向性を考えるシンポジウム。

多重債務・貧困対策のニュースをマスコミ、国会議員の方々にお知らせしています。

電話047(362)5578

全国クレジット・サラ金問題対策協議会 マスコミ広報部会 事務局長 弁護士 及川智志